

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院は、マイナンバーカードを用いてオンライン資格確認を行う体制を有しています。患者さんご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。マイナンバーカードを利用して保険資格の確認、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

- 別紙問診票のご記入をお願いいたします。
- 当院宛の紹介状をお持ちの方は、問診票ご記入後、一緒にご提示をお願いいたします。
- マイナンバーカードで認証し同意いただくことで、下記情報が利用可能になります
 - ・健康保険証の資格の有無
 - ・高額療養費制度の負担区分
 - ・他院での投薬履歴
 - ・特定検診情報
- オンライン資格確認の導入医療機関では『医療情報・システム基盤整備体制充実加算』が診察時に加算されます。点数の違いは下記の通りです。

【 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 】 4点（初診時）

- ・従来の保険証を利用した場合
- ・マイナ保険証を利用するが、医療情報等の取得に同意しなかった場合

【 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 】 2点（初診時）

- ・マイナ保険証を利用し、医療情報等の取得に同意をして診療を行った場合

※初診料を算定する場合とは過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

- 当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和 6 年 1 月 1 日
社会医療法人社団 堀ノ内病院
院長 清水 利夫